

### III 記念講演

## 現在と将来における国際会計基準審議会の国際財務報告基準設定の取組み

鈴木理加  
国際会計基準審議会

### 要 旨

本稿は、国際会計基準審議会（IASB）が現在取り組んでいる国際財務報告基準（IFRS）設定プロジェクトの状況と 2022 年から開始される新たな作業計画に基づく将来に向けた展望について解説した国際会計研究学会第 38 回研究大会の記念講演の概要を取りまとめたものである。

IASB の現在進行中のプロジェクトよりいくつか主要なものを紹介する。経営者による説明プロジェクトについては、現代の革新された記述的情報のあり方や新しい概念フレームワークと整合するように当初の IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」を改訂する目的で、公開草案を 2021 年 5 月に公表した。のれん及び減損プロジェクトについて、IASB は、財務諸表利用者に提供される事業取得に関する情報を合理的なコストの範囲内で改善し、経営者が取得の意思決定に関する説明責任を果たせるようにするという目的を達成する基準開発を目指して審議している。また、基本財務諸表プロジェクトについては、財務諸表に係る経営者の投資家とのコミュニケーションを改善することを目的とし、特に純損益計算書の表示と開示に係る要求事項により焦点をあて審議している。

次に、IASB の将来の基準開発の展望について紹介する。IASB は将来の優先事項、活動及び作業計画について 5 年ごとに協議を行っており、2022 年からの 5 年間の IASB の取組みの戦略的な方向性と、新基準や重要な修正の開発の活動を取り扱うプロジェクトへの意見を集めるため、第 3 次アジェンダ協議の情報要請を 2021 年 3 月に公表しそのフィードバックに基づいた作業計画の策定を審議している。なお、2022 年から 2026 年までの IASB の基準開発の活動を考えた場合に、「分類及び測定」、「減損」、ならびに「ヘッジ会計」を統合し、予想信用損失モデルを採用した IFRS 第 9 号「金融商品」、顧客への商品・製品などの財とサービスの提供に係るすべての収益に係る契約を広く範囲に含めた IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、及び、財政状態計算書上ほぼすべてのリースの認識が借手に要求される IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューは、将来の作業計画の重要な構成要素となる。各基準の適用後レビューの全過程において、学術文献が有益な証拠を提供することが期待されるため、IASB が特に有用と考える調査や分析の検討項目を基準毎に示した。

## I はじめに

本稿では、国際会計基準審議会（IASB）が現在取り組んでいる進行中のプロジェクト、及び将来に向けて、2022年からの5年間のIASBの取組みの戦略的な方向性と、新基準や重要な修正の開発の活動を取り扱うプロジェクトへの意見を集めることを目的とする第3回（2021年）アジェンダ協議について解説する。また、IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブック（ハンドブック）<sup>(1)</sup>に準拠して、2022年からの5年間に着手することが予定されており、新基準や重要な修正の開発の活動の重要な構成要素となる、IFRS（国際財務報告基準）第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第16号「リース」の3つの主要な基準の適用後レビューについて説明する。加えて、IASBが進める第3回アジェンダ協議とは別に、IFRS財団としての戦略を策定するIFRS財団の評議員会が推進している、IASBの姉妹ボードと国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）についても言及する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、必ずしもIASBやIFRS財団による見解ではない。

## II IASBの進行中のプロジェクト

IASBが意見募集のためにコンサルテーションを行ったプロジェクトの中から、本研究学会の統一論題「財務情報及び記述情報の比較可能性の進展と課題」にも関連する、2010年に公表した当初のIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」を改訂するプロジェクト、そして特に多くの日本の関係者の関心が高いと考えられる、のれん及び減損に関するプロジェクトと基本財務諸表に関するプロジェクトについて、概

要を説明する。

### 1. IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の改訂に関するプロジェクト

#### (1) 「経営者による説明」とは何か

2021年5月に公表した公開草案IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」は、2010年に公表した当初のIFRS実務記述書第1号を全体的に見直し、年次報告書の非財務情報などについて現代の記述情報のあり方や新しい概念フレームワークと整合した国際的な資本市場のニーズを満たす強固な基礎を提供することを目的としている。IASBが議論の対象としている「経営者による説明」は、企業の財務諸表を補完する報告書で、通常、企業のアニュアル・レポートと一緒に提供される。日本の上場企業が提出する有価証券報告書の財務諸表以外の部分、または、経営者による検討及び分析、戦略報告書、取締役報告書など多様な名称で呼ばれることがある。基本的に、経営者による説明とは、企業の見通しと経営者の受託責任を評価するため、財務諸表の解釈に必要な追加的な情報を提供する記述的な説明であり、企業の長期的な成功のために主要である事項に関する財務情報及び非財務情報の組み合わせが含まれる。すなわち、経営者による説明は、財務諸表の利用にあたり、投資者及び債権者にとって重要性がある事項に関する情報を含める必要がある。

このようなIASBが定義する「経営者による説明」と比較した場合、他の形式の記述的報告書は、例えば投資者、従業員、一般の人々など、異なる立場にある多種多様な人がニーズに応じる必要性も想定される。一方、「経営者による説明」の焦点は投資者及び債権者の情報ニーズであるため、必ずしも他の情報利用者のニ

ズを満たすとは限らない。

## (2)「経営者による説明」に関するプロジェクトの目的

従前の実務記述書「経営者による説明」の公表後、記述的報告の一つである「経営者による説明」を取り巻く環境は大きく変化している。

第一に、記述的報告のフレームワークは、2010年から飛躍的に進展している。例えば、統合報告及び各国のフレームワークは、価値創出の概念を開発し、企業の成功を決定づける上で重要な役割を果たすことができる企業の資源及び関係に関する情報を提供することに、より重点を置くようになった。高品質で国際的に一貫性のある記述的報告を支援するために、これらのフレームワークの革新的な要素を「経営者による説明」に反映する必要がある。

第二に、現在、投資者情報のニーズは、急速に変化している。気候変動関連やサステナビリティ他 ESG 事項、無形資産といった情報が、企業価値の長期的な見通しを行うために必要不可欠な重要なものであるという認識が、より高まっている。こうした新たな投資者情報のニーズに応じることも必要である。

第三に、現在の報告実務によって提供される情報にいくつかの情報ギャップが生じている。まず、短期的な情報に焦点があてられ、報告書は長期的な見通しのドライバーに対応していない。この長期的な見通しへの焦点の欠如は、たとえ、報告書に適切なトピックが含まれていても、長期的な見通しに係る情報が含まれていないため、有用な情報が十分に提供されないという情報ギャップが生じている。さらに、企業にとってポジティブな情報に焦点が当てられ断片化した情報のみしか提供されないという情報ギャップが認識されている。この結果、報告書の情報量が多いにもかかわらず、情報の利

用者に有用な情報が提供されないとの懸念が払拭されないため、改善することが必要である。

これらを総合して考慮した結果、国際的な資本市場のニーズを満たすための強固な基礎を提供するには、IASBの経営者による説明のフレームワークの全体的な見直しが必要であり、このような目的を達成するために、IASBは、実務記述書第1号「経営者による説明」の改訂案として2021年5月に公開草案を公表し、2021年11月23日までコメントを募集した。

## 2. のれん及び減損に関するプロジェクト

のれん及び減損のプロジェクトは、企業結合の基準であるIFRS第3号の適用後レビューのフィードバックを踏まえて開始されたプロジェクトである。現在は、2020年3月に公表したディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」<sup>②</sup>に含まれる予備的見解への関係者からのフィードバックに基づいて審議を行っている。

ディスカッション・ペーパーの予備的見解には、経営者の事業取得の目的及び取得事業の事後の成果の程度に係る開示、減損のみの事後測定モデルの保持、減損テストの簡素化、その他、たとえば、取得においてのれんと区分して認識される識別可能な無形資産の範囲を変更しないこと等が含まれる。

ディスカッション・ペーパーで掲げていたプロジェクトの目的は、「財務諸表利用者に提供される事業取得に関する情報を合理的なコストの範囲内で改善し、経営者が取得の意思決定に関する説明責任を果たすことができるようにすること」であり、IASBは、この目的を達成する基準を開発することを暫定的に確認した。この暫定的な決定を踏まえ、取得事業の取

得時とその後の成果の開示の現実的な改善方法や、事後ののれんの測定に償却アプローチを再導入するかどうかを含めた審議を今後行う。

### 3. 基本財務諸表に関するプロジェクト

本プロジェクトは、2015年アジェンダ協議のフィードバックステートメントで掲げた財務報告におけるコミュニケーションの改善の一つの分野であり、財務諸表に係る経営者の投資者とのコミュニケーションの改善を目的とし、純損益計算書の表示と開示により焦点を当てる。現在は、2019年12月に公表した公開草案「全般的な表示及び開示」<sup>③</sup>へのフィードバックに基づき審議を行っている。公開草案では、営業損益などの新たな小計を純損益計算書への表示を要求すること、基本財務諸表の表示や開示項目の集約及び分解の要求事項を強化すること、純損益計算書上では表示できない経営者業績指標（MPM）の開示を要求することが主眼である。個別の提案について明確化や改善が必要とのフィードバックがあり、これらについての対応を検討している。

## III アジェンダ協議

ハンドブックでは、IASBは、「その作業計画に関する公開協議を5年ごとに、公開の情報要請により行う」ことが定められている。その主目的は、審議会の作業計画の戦略的方向性及びバランスについて一般関係者からのインプットを正式に求めることである。この一般関係者からのインプットに基づいて、IASBは公開審議によって、次の5年間の作業計画を策定する。IASBが、作業計画の優先事項について公開協議を行うのは、今回が3回目である。

### 1. 第3次アジェンダ協議の概要

第3次アジェンダ協議の情報要請の公表は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響によってわずかに遅れたが、潜在的な新しい活動やプロジェクトの開始時期に重大な影響を与えることはなかった。

IASBの作業計画は、5年ごとのサイクルをそれぞれ独立した5年間としては扱っていない。つまり、IASBは、2022年から2026年の5年以内でプロジェクトを開始し完了させることを目標として、新たなプロジェクトに取り組むことはしない。実際には、IASBは、前回のアジェンダ協議で優先事項として識別されたプロジェクトへの取組みを2022年以降新たな5年間の作業計画の過程でも継続させ、他方で、今回のアジェンダ協議で識別される新しい活動やプロジェクトを順次開始していく。同様に、今回のアジェンダ協議に含まれていないプロジェクトへの対応について、必ずしも次回のアジェンダ協議のサイクルまで待つわけではない。すなわち、ハンドブックでは、所定のデュー・プロセスを遵守することにより、変化する状況に対応して、例えば、IASBは、2020年にコロナ感染拡大を受けてIFRS第16号「リース」への狭い範囲の基準修正「Covid-19に関連した賃料減免」<sup>④</sup>を公表したように、アジェンダ協議の合間にプロジェクトを作業計画に追加したり優先順位を変更したりすることをIASBに許容している。

この第3回アジェンダ協議について、IASBは2021年3月に情報要請を公表し、9月27日までコメントを募集した。2022年第2四半期に、2022年から2026年の5年間の作業計画及びフィードバック・ステートメントを公表することを視野に入れ、IASBはこのフィードバックについての審議を2021年第4四半期から開始している。

IASBは、作業計画を設定する際に多くの情報源を考慮するが、その中で非常に重要な要素の1つが、本協議に対するフィードバックであり、IASB独自の経験と専門知識と共に、次の5年間の優先事項を決定する際にIASBの審議の基礎を形成する助けとなる。

## 2. 第3次アジェンダ協議の目的

本アジェンダ協議の目的は、次の3つの重要な領域についての意見を集めることである。

1つ目の目的は、IASBの活動の戦略的方向性及びバランスである。IASBは、①新IFRS基準書及びIFRS基準書の大規模修正の開発、②IFRS基準の維持管理及び一貫した適用の支援、③中小企業向けIFRS基準(IFRS for SMEs基準)の開発及び維持管理、④IFRSタクソノミの開発及び維持管理を含むデジタル財務報告の支援、⑤基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善、⑥利害関係者との対話という6つの主要な活動を行っており、限られたリソースをバランスよく主要な活動に配分する方法についてフィードバックを求めた。

2つ目の目的は、IASBのリサーチ及び基準設定のプロジェクトの優先順位を評価するためにIASBが使用すべき7つの判断規準に関するフィードバックを求めることである。

最後に、3つ目の目的は、IASBの作業計画において優先すべき新たな財務報告上の論点に関するフィードバックを求めることである。作業計画に折り込むプロジェクトの選定は、人気者選出ではないが、関係者のニーズを理解しIASBの知識と経験を踏まえた決定を行う。

## 3. アジェンダ協議とIFRS評議員会戦略レビューとの関係

IASBのアジェンダ協議と、IFRS財団の評議員会の戦略レビューとの関係を明確にして

おきたい。

IASBによるアジェンダ協議は、IASBが現在の業務の範囲内の活動に優先順位を決定する助けとなるフィードバックを求めている。現在のIASBの業務の範囲は、営利企業の財務諸表及び経営者による説明である。これに対して、評議員会の戦略レビューは、IASBの姉妹ボードとして設けられる、サステナビリティ報告基準を設定する新たな審議会(ISSB)を通じて、当財団の役割を拡張する可能性を検討するものとなる。

情報要請へのフィードバック全体を通じて顕著であった項目の一つは、ISSBとの関係や連携に係る要望であったことも踏まえ、ISSBについて解説を加えたい。

2021年11月3日IFRS財団エルッキ・リーカネン評議員会議長は、英国グラスゴーで開催されたCOP26の講演<sup>(5)</sup>で、IFRS財団がISSB<sup>(6)</sup>を設置し包括的でグローバルなベースラインとなる高品質なサステナビリティ開示基準を設定すると発表した。評議員会は、上述した戦略レビューにおいて、サステナビリティ協議<sup>(7)</sup>を実施し、1組のグローバルなサステナビリティ開示基準に対する緊急の需要とその基準の設定にIFRS財団が役割を果たすことへの広範な支持があることを確認の上、新審議会の設置の検討を実施した。その後、定款改訂協議<sup>(8)</sup>を実施し、IASBと同様にIFRS財団のガバナンス構造の中にISSBを設置することを正式に決定した。更に、評議員会は、IASBとISSBとが協力・連携して接続性(connectivity)と適合性(compatibility)のある基準設定を行っていくことも示した。

上記評議員会の決定は、IASBがアジェンダ協議の情報要請を策定している過程では折り込みが困難な不確定事象であった。このため、IASBは、現在の審議の中で、自らの作業計画

において ISSB との協力や連携の検討が必要となる主要な活動領域及び個別検討項目を識別している。そして、識別された活動領域や個別検討項目は、協力や連携の度合いやタイミングを考慮し作業計画に織り込む。ただし、ISSB は、設立間も無いことから将来の協力や連携のあり方は、柔軟性を持って現状検討し必要に応じて見直していく。

## IV 適用後レビュー

### 1. 概要

IASB が行う適用後レビュー<sup>⑨</sup>は、デュープロセスの一環として、企業が一定期間（少なくとも 2 年間）新しい IFRS 会計基準書または大規模な修正を適用した後、投資者、企業、監査人及び規制当局に対する新しい要求事項の影響を IASB が評価するための機会である。この適用後レビューは、以下の点を評価する。

- 基準設定プロジェクトの目的が満たされているか。
- 当該基準書が提供している情報が財務書評利用者に有用であるか。
- 当該基準書を適用する際に企業が提供する情報の作成、監査、執行又は利用のためのコストが予想通りであるか。
- 当該基準書が一貫して適用できるか。

また、上記のような適用の状況を踏まえて該当する新しい IFRS 会計基準書または大規模な修正の評価だけではなく、適用後レビューは、将来の基準設定プロジェクトに有用となる可能性のある学んだ教訓を IASB が識別する機会でもある。

### 2. 適用後レビューの手順

IASB の適用後レビューは、2 つのステップに分けて実施される。

まず、最初のステップでは、IASB が検討すべき事項の初期的な識別及び評価を諮問グループや他の利害関係者との議論を活用して行う。このステップにおいて識別した事項についての情報及び適用後レビューに関連性のある他の情報を求める情報要請を公表し、フィードバックを得る。このフィードバックは、誰でも回答が可能である。

次のステップでは、IASB は、情報要請に基づく公開協議からのコメント、その公開協議期間に実施した関係者とのアウトリーチなどにより得られた情報や学術文献を含む追加的な分析とともに検討する。この検討を踏まえ、IASB は、発見事項及びその発見事項に対する対応が必要な場合には対応するための今後の手順を要約した報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。今後の手順には、教育的資料の提供や考え得る基準設定の検討が含まれる場合もある。

IASB は、適用後レビューを行うにあたり、全てのプロセスについて、学術文献の調査と分析は継続して行っている。例えば、上述の最初のステップの実施前においても、適用後レビューの実施のタイミングを決定するため学術文献の調査と分析を行い、適用後レビューの実施に必要な情報が関係者から入手することが可能かどうかを判断する参照資料としている。上述した 2 つ目のステップにおいても、発見事項のエビデンスとして学術文献は参照されることも多く、発見事項に対する対応の判断やその後の手順を検討する上でも有益な証拠を提供する場合もある。

### 3. 作業中の適用後レビューと今後の予定

IASB は、現在、2 つの基準について適用後レビューを実施している。

まず、2013年1月1日以降開始の事業年度より適用を開始しているIFRS第10号から第12号の適用後レビューを実施するため、IASBは、情報要請<sup>(10)</sup>を2020年12月に公表し、現状はフィードバックを踏まえて再審議中となっている。IASBは、既にIFRS第10号から第12号は意図されたように機能していると結論づけており、識別された個別のトピックに関する対応について、アジェンダ協議の作業計画策定とあわせて検討することを予定している。

次に、2014年に公表したIFRS第9号「金融商品」の完成版については、開発と適用開始を3つのフェーズ別に段階的に進めたことから、最初に「分類及び測定」の適用後レビューを開始している。2020年の第3四半期に、IASBはIFRS第9号の「分類及び測定」の適用後レビューを開始することを決定し、2020年12月に予備的なプロジェクト計画について話し合った。その計画を踏まえて、IASBは2021年前半にアウトリーチやその他の活動を行い、その活動から得られた情報を踏まえ情報要請の中で公開協議する事項を特定し、2021年9月に情報要請<sup>(11)</sup>を公表した。この情報要請については、2022年1月にコメント期日を迎えるため、その後フィードバックの分析を踏まえた審議を予定している。

なお、2022年から2026年までのIASBの基準開発の活動を考えた場合に、これから説明する3つの主要な基準である、IFRS第9号「金融商品」の残りの「減損」及び「ヘッジ会計」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、及びIFRS第16号「リース」の適用後レビューは、重要な構成要素となる。これらの基準の適用後レビューの時期については、2021年11月のIASBの審議において、各基準の適用開始時期や適用後の利用状況等を踏まえて、IFRS第9号の「減損」とIFRS第15号については、

2022年下期に適用後レビューを開始すること、IFRS第9号の「ヘッジ会計」及びIFRS第16号については、2022年下期に適用後レビューの開始時期を検討することを決めている。

#### 4. IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー

##### (1) IFRS第9号の適用後レビューの背景

IASBは、2014年7月にIFRS第9号「金融商品」の完成版を公表し、2018年1月1日以降開始事業年度について発効した。このIFRS第9号は、IAS第39号「金融商品－認識及び測定」を置き換えるIFRS会計基準であり、分類及び測定、減損、ならびにヘッジ会計の3つのフェーズを統合したものである。IFRS第9号は、資産を管理する事業モデルとそのキャッシュ・フローの特性を反映できるように金融資産に関する論理的で単一の分類及び測定アプローチに基づいて構築されている。貸倒損失についても、より適時な認識をもたらす将来予測的な予想信用損失モデルにより、減損会計の対象となるすべての金融商品に適用できる単一のモデルを導入している。更に、リスク管理の経済性とその会計処理をより適切に連動させるための改善されたヘッジ会計モデルを含んでいる。なお、IASBは現在、動的リスク管理に関するプロジェクトは進行中であり、企業は、そのプロジェクトが完了するまでIAS第39号のヘッジ会計の要求事項の使用の継続を選択できる。

前述したようなIFRS第9号の構造を前提として、IFRS第9号の適用後レビューは、3つのフェーズを段階的に実施するものの、3つのフェーズを統合すると基準書の全体をレビューした結果となる。更に、IFRS第9号の適用後レビュー時には、IFRS第7号「金融商品：開示」における関連する要求事項を含めて実施

する。

IFRS 第 9 号の適用後レビューの主な目的は、IFRS 第 9 号の開発時の IASB が意図した目的を達成しているかどうかを評価することである。IFRS 第 9 号は、金融商品の会計処理に係る実務に、多くの変更をもたらしている。このため、これらの変更の影響の多様な手法による調査研究は、基準が意図したとおりに機能しているかどうかを IASB が評価する際に貴重な情報を提供する。例えば、IFRS 第 9 号の適用前後の企業の会計慣行の変化や財務上の影響の比較調査が考えられる。また、IFRS 第 9 号の導入により生じた市場参加者への影響、及び適用の結果として生じた市場の動向を調査する研究も IASB にとって有益な情報となる。

## (2) 「分類及び測定」に関連する特定の論点

IASB が適用後レビューを進めるにあたり特に関心を有している IFRS 第 9 号の「分類及び測定」に関連する論点について説明する。

1 つ目に、IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号の資本性金融商品の売却可能区分を廃止し、当初認識時に売買目的ではない資本性金融商品に対する投資の価値の変動を OCI に表示するという取消不能な選択を容認している。この選択を行なった場合には、それらの利得及び損失は、当該投資の処分時に純損益に「リサイクル」されず、減損の要求事項の対象とされない。このような要求事項について IASB が関心のある論点は、以下である。

- 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢は、IASB が意図したように機能しているのか。この点は、OCI 表示が選択された投資に関する情報が企業と投資家の双方の観点から有用であるのかを問うものである。

- どのような資本性金融商品について、企業は公正価値変動を OCI に表示することを選択しているのか。また、持分投資ポートフォリオのうち該当する投資が占める比率はどのくらいなのか。
- 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢から生じた予想外の影響はあるのか。

2 つ目に、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産を管理（契約上のキャッシュ・フローの回収、金融商品の売却又はその両方によって生み出すために保有）している事業モデルがどのように機能しているのかについて、IASB は関心を持っている。特に、この事業モデルが変更される場合には、IFRS 第 9 号の要求事項に基づいて金融資産は分類の変更が行われることとなる。IASB は、当初認識後の金融資産の分類及び測定の変更は、特に期間ごとの情報比較に重要な影響を与えるおそれがあることから、このような分類の変更について条件を設定しており、重大な事象の発生時にのみにその条件が満たされるように意図している。この結果、当初認識後の分類変更は稀であると予想される。しかしながら、事業モデルの変更により企業が金融資産を再分類する状況、及び再分類に関して開示された情報が投資家に役立つかどうかについての証拠を入手することは、IFRS 第 9 号の要求事項が意図されたとおりに利用されているのか、また有用な情報の提供に資することができるのかを IASB が評価する上で有益である。

上記以外の論点としては、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを伴う金融資産（SPPI）だけが、償却原価またはその他包括利益を通じて公正価値で測定される対象となるという IFRS 第 9 号の要求事項に関連するものである。ここで



用な証拠となり得るのは、通常、一般的な貸付契約と見なされていた金融資産が SPPI 要件を満たしていないことが実務上ではあり得るのか、そして、そのような事実が発見される場合には、その理由はどのようなものなのか。もう 1 つの関連する論点は、これら事業モデルと SPPI の要件が適用される特定の金融資産（例えば、近年注目されているようなサステナビリティ関連する事項に連動する要素を含んだ金融資産）についても有用な情報をもたらす実務に繋がっているかどうかである。

最後に、IFRS 第 9 号では、純損益における会計上のミスマッチを創出するか拡大する場合を除いて、企業の自己の信用リスクの公正価値の変動を純損益ではなく OCI に認識することを要求している。このような金融負債の自己の信用リスクの影響を OCI へ表示するという要求事項に関連して、自己の信用について提供された情報が投資者にとって有用であるかどうかについての証拠を得ることは、IASB の適用後レビューの検討において有益である。

### (3) 「減損」に関するリサーチ

IFRS 第 9 号の「減損」の適用後レビューは、まだ開始されていないが、2022 年下期からの着手にあたり IASB にとって有益と思われるリサーチのいくつかの具体例は以下の論点である。

- IFRS 第 9 号の適用が財務比率及び報告される数値に与える影響は何か。
- 企業の計算は経済のファンダメンタルズに関連付けられているか。
- 企業が経済状況にどれほど敏感であるか。
- IFRS 第 9 号の適用には横断的な変更があるか。
- 減損の測定の改善が財務上の安定性な

どの目標にどのように貢献するか。

なお、移行上の選択に関する関連質問には、次のものが含まれる。

- 企業が使用している移行アプローチは何か。
- これらの選択は企業の種類によってどのように異なり、どのような観察可能な市場への影響があるか。

予想信用損失について IFRS 第 7 号に含まれていた新しい目的ベースの開示要求については、IASB にとって以下について理解することが有用な場合がある。

- ▶ 開示要求案が異なるため、研究者は企業の開示の変化と開示の質を観察できるか。
- ▶ これらの開示の質を左右する要因は何か。
- ▶ 規制上の影響はあるか。また、これらの開示を観察できる場合、これらの開示のコストと便益はどのくらいか。
- ▶ これらの開示の質を左右する要因は何か。
- ▶ 規制上の影響はあるか。また、これらの開示を観察できる場合、これらの開示のコストと便益はどのくらいか。

## 5. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー

### (1) IFRS 第 15 号の概要

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」は、2018 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間に発効した。IASB は、IFRS 第 15 号については、FASB との共同開発を行っており、今日現在も実質的に収斂した基準となっており、IFRS 第 15 号は、収益に関連する古い基準や解釈指針を置き換えとして公表されており、金融商品、リースや保険契約等の特定さ

れた例外を除く、顧客への商品・製品などの財とサービスの提供に係るすべての契約を広く範囲に含める基準となっている。

日本においても、企業会計基準委員会 (ASBJ) より IFRS 第 15 号の要求事項を踏まえた基準として、改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」ならびに改正企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」が公表されている。

IASB は、2021 年 11 月の審議会において、IFRS 第 15 号の適用後レビューを 2022 年下期より開始することを決定している。

## (2) IFRS 第 15 号の研究のアプローチ

2022 年から開始が予定されている IFRS 第 15 号の適用後レビューの実施に関連した調査や分析の検討に有用と思われる事項には以下のようなものがある。

まず、IFRS 第 15 号の適用の影響の定量的な重要性は、業界によって顕著な差異が生じている。基準の適用の影響は、財務諸表上において、ソフトウェア業界や不動産業界等では重要性があるが、他の業界では重要性がないということが見受けられる。他方で、ほぼすべての企業が適用しているため、このような情報について、すべての企業の開示情報から読み取り比較できる。

次に、収益や売上高は、損益計算書のトップラインであり、企業の財務業績の重要な指標であることから、財務諸表のみならず、プレスリリース、MD&A、投資家説明資料等多様な企業の情報提供媒体を通じて、IFRS 第 15 号の適用状況に係る情報を入手することが可能である。なお、定量的な影響のみならず、定性的な影響を把握するために、市場関係者である企業、監査人、投資家やアナリストなどとのインタビューによることも考えられる。

最後に、IFRS 第 15 号に関するリサーチについては、たとえ、IASB がこれから準備し公表する情報要請の質問のうち 1 項目であっても、もしくは、特定の関係者にのみに焦点をあてたものであったとしても、IASB にとっては有益な情報となると考えている。

## (3) IFRS 第 15 号に関する潜在的なリサーチの機会

IASB が、IFRS 第 15 号の適用後レビューを実施するにあたり有用な情報となるのは、IFRS 第 15 号の全般的な目的と関連する項目である。すなわち、IFRS 第 15 号の全般的な目的とは、収益に係る情報の改善と比較可能性の改善を達成することであり、適用後レビューの主眼は、その目的が達成できているのか、もしくは、IFRS 第 15 号の適用による影響がどのような形で生じているのかということになる。

IFRS 第 15 号は、収益認識について 5 つのステップによるモデルを導入し、より企業の財やサービスの提供の実態を反映した会計処理ができることを目指している。そのような会計処理を実現するために、IFRS 第 15 号適用した影響として経営者の判断が多様な場面で要求されるようになっている。このような適用上の影響を踏まえ、実務上の要求事項を適用する実務やその結果として提供される財務報告情報が有用なのかどうかは、有用な検討項目となる。更に、IFRS 第 15 号については、同様の性格を持つ財やサービスの取引が、業界が異なっても同様の会計処理が行えるような基準の適用を IASB としては期待しているため、実際に、過去の基準の実務と比べて財務報告情報の企業間の比較可能性は高まっているのか、どのような企業もしくは業種の企業において基準開発時の期待とは異なる影響が生じているのかといった項目は、IASB の適用後レビューに

において有益な情報を提供することとなる。

上記は、IFRS 第 15 号の収益認識のモデルそのものに係る検討項目であるが、個別項目として以下は、IASB の適用後レビューにおいて注目される可能性がある分野と考えられる。

- 本人か代理人かの判定。
- 対価が変動する場合や重要な財務要素が含まれる場合の取引価格の決定の判断。
- 収益を認識する時点について、一時点で認識すべきか、一定期間に渡って認識すべきか、またどの時点で認識するのか。
- 一定期間にわたって収益を認識する場合に、どのように進捗を測定して収益を認識すべきか。
- それに、拡張された開示要求事項によって有用な情報は提供できているのか。

適用後レビューの目的には、実務適用が開始されて間もない新基準書、ここでは、IFRS 第 15 号の要求事項そのものを改善していく必要性について確認するという目的に加えて、IASB の基準開発のプロセスや要求事項のあり方について将来に向けた改善を検討することも含まれている。したがって、今後の基準開発の改善という観点から、経過措置として加えられている特別な手当が、実務上の便宜を移行時に図れたのか、導入コストの負担に対してどのような影響を与えたのか、財務諸表の利用者にとって開示によって比較可能性への手当や配慮は十分であったのか、などについては、将来の基準開発の改善に役立てることができる有用な検討項目である。

## 6. IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

### (1) IFRS 第 16 号の概要

IFRS 第 16 号「リース」は、2016 年 1 月に

公表され、2019 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間に発効した。つまり、12 月 31 日が年度末の企業は、IFRS 第 16 号の報告から 3 年目を迎えている。

IFRS 第 16 号は、従前のリース基準である IAS 第 17 号「リース」を置き換えるものである。IFRS 第 16 号によってもたらされた重要な変更は、借手が貸借対照表上でほぼすべてのリースを認識する必要があるということである。従前の IAS 第 17 号の適用では、オペレーティング・リースは、財政状態計算書に認識されず、純損益計算書上の賃貸費用がリースの支払いとして損益を通じて認識されており、注記において関連情報が開示されていた。一般企業においては、多くのリースがオペレーティング・リースとして分類されていたため、財務報告情報のみならず関連するシステム、内部統制他の企業実務においても大きな変化が、IFRS 第 16 号の適用によりもたらされている。

他方で、貸手に関する会計処理については、IFRS 第 16 号の適用による変更は、ほとんど生じていない。これは、IFRS 第 16 号が、IAS 第 17 号の会計処理の要求事項を実質的に保持しているためである。IASB が貸手の会計処理についてこのような基準開発の方針を持ったのは、借手とは異なり、貸手の会計処理に大幅な変更を加える事によるコストが便益を上回ることが確認されたことにある。このような背景を踏まえ、以下では、借手の会計処理に焦点をおく。

### (2) IFRS 第 16 号に関する潜在的なリサーチの機会

IFRS 第 16 号の目的は、①リース資産及び負債に関する情報の透明性を高めること、及び、②企業の設備投資の判断としてリースするを選択する企業と資産購入のために借入する

企業との企業間の比較可能性を改善することである。

適用後レビューの主な目的は、IFRS 第 16 号がその目的を達成しているかどうかを評価することである。したがって、IFRS 第 16 号が企業の透明性と比較可能性に与える影響に関する調査の証拠により、IASB は、IFRS 第 16 号がどの程度うまく機能しているかを認識することが適用レビューの実施に有用と考えている。このため、IASB は、IFRS 第 16 号の適用に係るコストと便益の分析を本質的に取り扱う論文を探している。

IFRS 第 16 号の適用によって情報の透明性が高められているのかに焦点をあてた研究の検討項目としては、以下のようなものが考えられる。

- 財務諸表におけるリースの資本化の財務的影響
- IFRS 第 16 号適用後の企業のリース報告の変更
- IFRS 第 16 号を適用している企業と IAS 第 17 号を適用している企業の開示慣行
- 企業の透明性向上の効果

次に、IFRS 第 16 号の適用による財政状態計算書にリース資産及び負債がより多く認識されたことによる財務上の影響については、IASB は以下の検討項目に関心を持っている。

- IAS 第 17 号を適用時に認識されなかったリースを財政状態計算書上のリース資産及び負債を IFRS 第 16 号の適用後に認識している割合
- IFRS 第 16 号適用の結果として認識されたリース資産及び負債のおおよその合計額

更に、上記のような IFRS 第 16 号の適用による変更の規模と結果に関して洞察を提供するような論文は、適用後レビュー実施に有用な

情報を提供するものと考えられる。

また、IFRS 第 16 号の開示に関連しては、以下のような検討項目についての調査が考えられる。

- IFRS 第 16 号の開示は、IAS 第 17 号の適用により提供された情報と比較してより有用な情報を提供できているのか。
- 財政状態計算書には反映されない複雑なリースポートフォリオ及びリースエクスポージャーに関する情報を開示により提供できているか。

IASB は、企業の透明性の向上の効果を証明する証拠として、IFRS 第 16 号適用の結果としてどのような企業実務への影響が生じたのかについて関心を持っている。例えば、使われなくなったリース契約を識別して廃止するなどの会計処理に留まらないリース契約管理の慣行や実務が、IFRS 第 16 号の適用によって改善されるなどの影響があるのかといったことにも関心がある。

IFRS 第 16 号の適用によって、企業間の比較可能性が改善されているのかということに焦点をあてた研究の検討項目としては、以下のようなものが考えられる。

- IFRS 第 16 号の適用が、資産をリースしている会社と、同様の資産を購入している会社を比較する投資者の判断能力に影響を与えたかどうか、また、異なる業種の企業であるか。
- IFRS 第 16 号の適用が実質的な影響に関連しているかどうか、つまり、資産を購入またはリースするという企業の意思決定に影響を与えているか。

最後に、上記の比較可能性の改善と関連して、選択可能な認識免除、リース及び関連するサービス要素を単一の要素とする会計処理、企業が利用できる移行上の選択肢など、IFRS 第

16号で提供された選択肢が比較可能性に重大な影響を与えたかどうかについて証拠を得ることは、IASBの適用後レビューの実施に有益である。

## V おわりに

IASBのIFRS会計基準の開発過程において、着手の要否の決定から具体的な基準開発のプロセスに至るまで、学術文献の調査及び分析は、常に、拠り所となる証拠に基づいた基準開発を行うために不可欠な要素となっている。特に、本稿の後半で解説した今後IASBが着手する主要なIFRS会計基準の適用後レビューにおいても同様である。日本の学術関係者の方々にも研究を進めて頂き、IASBの適用後レビューをご支援頂きたい。

## 注

- (1) IFRS®Foundation. International Accounting Standards Board and IFRS Interpretations Committee Due Process Handbook. August 2020. IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックは、国際会計基準審議会及びIFRS解釈指針委員会に適用されるデュー・プロセスの原則を示している。IFRS財団の評議員会には、デュー・プロセスへの準拠を監視する責任を負うデュー・プロセス監督委員会(DPOC)が設けられている。2019年から2020年に「デュー・プロセス・ハンドブック」のレビューが行われ、2020年8月に改訂版が公表された。  
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/due-process-handbook-2020.pdf>
- (2) Discussion Paper Business Combinations—Disclosures, Goodwill and Impairment. March 2020 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/goodwill-and-impairment/goodwill-and-impairment-dp-march-2020.pdf> なお、日本語訳は、ASBJウェブサイトに掲載。<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/DP20200508.pdf>
- (3) 公開草案「全般的な表示及び開示」2019年12月 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/primary-financial-statements/exposu>

<re-draft/ed-general-presentation-and-disclosure-jp.pdf>

- (4) Covid-19-Related Rent Concessions. May 2020. <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/ifrs-16-covid-19/covid-19-related-rent-concessions-amendment-to-ifrs-16.pdf>  
なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化を考慮して前述の修正基準の適用期間の延期を含む修正基準を2021年3月に公表している。Covid-19-Related Rent Concessions beyond 30 June 2021. Amendments to IFRS 16. March 2021. <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/amendments/english/2021/covid-19-related-rent-concessions-beyond-30-june-2021-amendment-to-ifrs-16.pdf>
- (5) Liikanen, Erkki. 'Global sustainability disclosure standards for the financial markets'. November 2021. IFRS Foundation. <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/global-sustainability-disclosure-standards-for-the-financial-markets/>
- (6) 国際会計サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board) に関する情報を掲載。<https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>
- (7) IFRS財団。サステナビリティ報告に関する協議ペーパー。<https://www.ifrs.org/projects/completed-projects/2021/sustainability-reporting/consultation-paper-and-comment-letters/>
- (8) IFRS Foundation. Constitutes. November 2011. IFRS財団は改定後の定款 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/ifrs-foundation-constitution-2021.pdf> と IFRS Foundation. IFRS Foundation Trustees' Feedback Statement on proposed amendments to the IFRS Foundation's Constitution. November 2021. 定款改定協議のフィードバックステートメント <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/sustainability-reporting/feedback-statement-constitution-sustainability-nov2021.pdf>
- (9) Paragraphs 6.48 – 6.50 Due Process Handbook. August 2020.
- (10) 情報要請 適用後レビュー IFRS 第10号「連結財務諸表」IFRS 第11号「共同支配の取決め」IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」2020年12月 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-10-11-12/rfi-pir10-11-12-2020-jp.pdf>
- (11) 情報要請 適用後レビュー IFRS 第9号「金融商品」分類及び測定 2021年9月 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/pir-ifrs-9/rfi-2021-2-pir-ifrs9-ja.pdf>